

教員免許制度の概要



免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

わが国の教員養成は、教育職員免許法に基づき、一般大学と教員養成大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

免許状の種類

それぞれ学校種別(中学校 高等学校については教科別)

普通免許状(終身有効)

特別免許状(終身有効)

臨時免許状(有効期限3年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

授与権者
都道府県教育委員会

免許状の有効範囲
普通免許状 : 全ての都道府県
特別免許状
臨時免許状 } 授与を受けた都道府県内

普通免許状の授与

大学での養成

学士の学位等の基礎資格を有し、文部科学大臣が認定する課程において所定の単位を修得すること

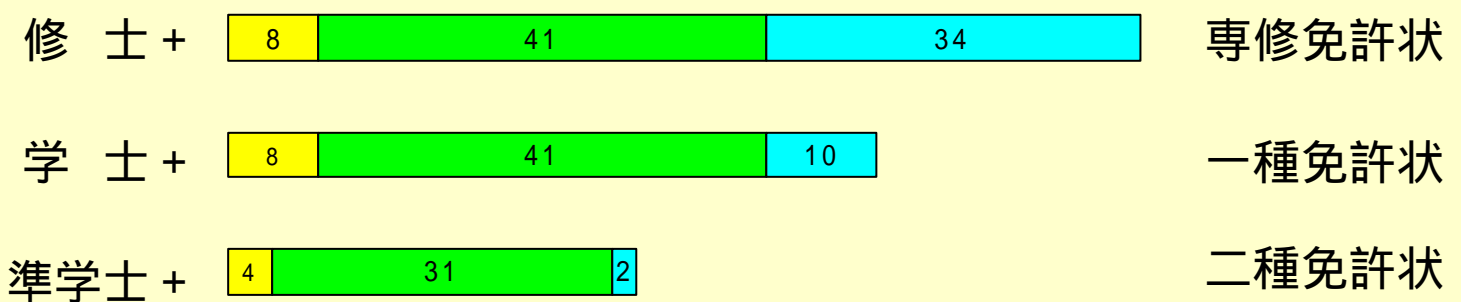
教育職員検定による授与

都道府県教育委員会によって、人物、学力、実務及び身体について行う教育職員検定に合格すること

普通免許状の所要資格

大学等における単位修得 (小学校教諭の場合)

■ 教科に関する科目 ■ 教職に関する科目 ■ 教科又は教職に関する科目



(単位)

特別免許状制度について

制度のねらいと概要

制度のねらい

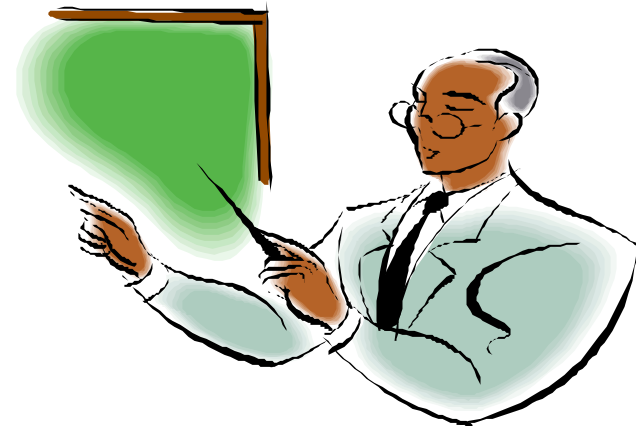
優れた知識経験や技能を有する社会人に免許状を授与し、教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応とその活性化を図る。

制度の概要

大学での養成課程を履修していない者に、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により免許状を授与する。
(昭和63年の教育職員免許法の改正により制度化)

特別免許状の効力

授与した都道府県内でのみ終身有効



授与要件と授与手続

授与要件

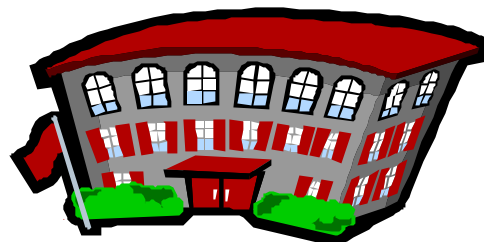
担当する教科の専門的知識経験・技能
社会的信望、熱意と識見

授与手続

学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う教員として任命又は雇用しようとする者(国、教育委員会、学校法人)の推薦及び授与を受けようとする者から授与権者への申請
学識経験者からの意見聴取
都道府県教育委員会の行う教育職員検定(人物、学力、実務、身体)の合格

特別免許状の授与

制度の主な改善状況



各地域における社会人
活用の取組の推進

対象教科の拡大

平成10年の免許法改正により、特別免許状の対象教科を小学校及び特殊教育諸学校についても全教科に拡大した。

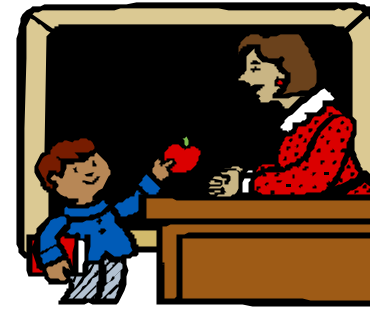
普通免許状への上進が可能

平成12年の免許法改正により、特別免許状を有する教員が、3年以上の在職年数と所定の単位（中・高の専修免許状の場合25単位）の修得により普通免許状を取得できる途を開いた。

授与要件、有効期限の撤廃

平成14年度の免許法改正により、学士要件、有効期間（5～10年）を撤廃した。

授与件数及び授与事例



授与件数

年度	元年	2年	3年	4年	5年	6年	8年	9年	10年	12年	13年	14年	15年	合計
件数	15	1	2	3	2	12	1	5	1	1	4	6	15	68

平成15年の数値は平成15年8月までのもの。

教育職員検定で不合格となり、授与されなかった事例はない

授与事例

大学助手(農学博士)(中学校(理科)、私立)、会社員(米英特許出願)(高等学校(英語)、私立)、新聞記者(高等学校(公民)、私立)、高校野球監督(高等学校(保健体育)、私立)、電力会社勤務(高等学校(工業)、公立)、柔道師範(高等学校(柔道)、私立)、病院看護婦(高等学校(看護)、公立)、水産会社勤務(高等学校(水産)、公立)